岩手県告示第404号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和4年6月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社吉田工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字川向37番地4
 - ウ 代表者の氏名 小田島直樹
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第3199号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月30日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年6月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社菊池板金
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市土淵町土淵12地割122番地4
 - ウ 代表者の氏名 菊池岩男
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第40091号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月31日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法 第29条第1項第5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年2月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 宮光海運株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市大通二丁目2番18号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木覺
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-30) 第120157号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月25日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。